

## 質問回答

平成 25 年 7 月 29 日

「平成 25 年度案件別事後評価パッケージ II-6(トルコ・ブルガリア・ルーマニア)」

( 公示日 : 平成 25 年 7 月 3 日 / 公示番号 : 14 ) について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	事務所訪問	<p>ブルガリアおよびルーマニア案件の管轄は貴フランス事務所ですが、調査開始前もしくは後に立ち寄る必要はありますでしょうか。</p> <p>( 約 3 年前にブルガリア案件を担当した際に、第 1 次および 2 次調査前に貴フランス事務所に立ち寄り、ご担当者様にインタビューを行い、ブリーフィングを受けるよう指示がございました。今般、渡航ルートの設定も考慮する必要がございました、お伺いする次第です)</p>	<p>ブルガリア「ソフィア地下鉄拡張事業」及びルーマニア「道路整備事業」については、JICA 本部にてフランス事務所との TV 会議を実施し、情報収集・意見交換を行っていただきます。よって、現地調査の際にフランス事務所に立ち寄る必要はありません。</p>

以上